



定款・細則について 木下保 会員

神戸垂水ロータリークラブ委員会構成

神戸垂水ロータリークラブ細則改定案 4月27日例会用



監査人：(会長任命)

委員会	クラブ管理運営	会員増強	公共イメージ	奉仕プロジェクト	ロータリー財団	米山奨学
小委員会				職業奉仕		
小委員会	出席	会員選考	会報・雑誌	地域活性	国際奉仕	青少年奉仕
	観覧	職業分類	広報(LT)	教育問題	VIT	インターアクト
	プログラム		ロータリー情報	プロバス		ローターアクト
	会場監督			奨学金		RYLA
						資金推進
						資金管理
						補助金
						ポリオプラス
						米山カウンセラー

第14条 会費 入会金・会費

すべての会員は、細則の定める入会金および年会費を納入するものとする。
委員会としては、入会金を残す

第7条 例会と出席に関する規定の例外

本定款の第8条第1節、第12条、第15条第4節に従わない規定または要件を細則に含めることができる。そのような規定または要件は、本定款の上記の節の規定または要件に優先する。ただし、クラブは少なくとも月に2回、例会を行わなければならない。
この一文があっても例会開催についての大きな制約とはならないので採用する。

(理事会)

第2条 本クラブの管理主体は、理事会とする。理事会は、会長、直前会長、会長エレクト、副会長、幹事、会計及び五大奉仕部門担当理事で構成される。ただし、理事会は、その決議により上記以外のメンバーを参加せしめることができるが、議決権を有しない。

第8条 会合

第1節 例会。[本節の規定への例外は第7条を参照]

(a) 日および時間。本クラブは、毎週1回(上記第7条を採用のため)細則に定められた日および時間に、定期の会合を開かなければならない。

第7節— 委員会。(本クラブに次の委員会を設置する)

- クラブ管理運営
- 会員増強
- 公共イメージ
- ロータリー財団
- 奉仕プロジェクト

必要に応じて委員会を追加することができる

※要協議 委員会の再編 → この方向で進めたい

